

第9章 その他届出を要する工事等

9-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定の際、当該規制区域内において既に行われている、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事（注 1）（注 2）は、法第 21 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の規定に基づき、その指定があった日から 21 日以内に和歌山県知事へ届け出る必要があります。

（注 1）一定規模の工事とは、「1-2 許可を要する工事」及び「1-3 届出を要する工事」に該当するものをいいます。

（注 2）旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に都市計画法に基づく開発許可及び宅地造成等規制法の許可を受けたもの及び「1-5 許可及び届出を要しない工事等」に該当するものは除きます。

（注 3）既に行われている工事とは、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初の土地の形質の変更又は土石の堆積が行われた時点以降の工事となります。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	様式 第十五	要	—	(省令第 52 条第 1 項、第 82 条第 1 項)	
2	土石の堆積に関する工事の届出書	様式 第十六	—	要	(省令第 52 条第 3 項、第 82 条第 2 項)	

なお、工事規模が 55 ページ「6-2 定期報告」に掲載した、定期報告が必要な対象規模を超える場合は、上記届出書に次項の【添付を要する図面等】をすべて添付してください。

それ以外の工事規模では、「1 位置図」、「4 届出地及びその周辺の写真」、「6 【チェックリスト⑥】（区域指定時点で行われている）宅地造成又は特定盛土等に関する工事の（変更）届出書」又は「7 【チェックリスト⑦】（区域指定時点で行われている）土石の堆積に関する工事の（変更）届出書」を上記届出書に添付してください。

【添付を要する図面等】

(省令第 52 条第 2 項、第 4 項)

No.	図面の名称	明示すべき事項	区分		備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	要	要		
2	地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線（朱枠で囲むこと）	要	要	・等高線は、2m の標高差を示すものとする	

3	土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置		要	—	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること	
		・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容		—	要		
4	届出地及びその周辺の写真			要	要		
5	【チェックリスト⑥】【チェックリスト⑦】の指定図面、土量計算書等			要	要		
6	【チェックリスト⑥】 (区域指定時点で行われている)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の(変更)届出書	参考 第11号 様式	届出者が届出に必要な書類等を添付したか確認する書類	要		届出者が標題と届出者チェック欄を記載	
7	【チェックリスト⑦】 (区域指定時点で行われている)土石の堆積に関する工事の(変更)届出書	参考 第12号 様式	届出者が届出に必要な書類等を添付したか確認する書類		要	届出者が標題と届出者チェック欄を記載	

【定期報告を要する工事の対象規模等】（手引き p. 55）

行為	報告を要する規模
宅地造成 又は 特定盛土等	①盛土で、高さが 2m を超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが 5m を超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが 2m 以下であっても、切土と合わせて高さが 5m を超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さ（盛土をした後の地盤面の最大高低差）が 5m を超えるもの（崖を生じないもの） ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m ² を超え、かつ盛土又は切土をする高さ（同一位置における盛土等の前後の標高差）が 30cm [*] を一部でも超えるもの
土石の堆積	①高さが 5m を超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 1,500 m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 3,000 m ² を超え、かつ土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差（同一位置における土石の堆積の前後の標高差）が 30cm [*] を一部でも超えるもの

※平地盛土（勾配が10分の1以下の平坦地における盛土で谷埋め盛土に該当しないものをいう。）のうち面積が3,000 m²未満の盛土（土砂の堆積）では、「1m」とする。

9-2 標識の掲示

細則第 13 条又は第 28 条の規定に基づき、区域指定の際に既に行われている工事の届出をした工事主は、当該届出に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げなければなりません。

【標識に記載する事項】

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 届出の届出年月日 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 届出を担当した県の部局名称及び連絡先	・別記第 18 号様式 (宅地造成、特定盛土等の場合) ・別記第 19 号様式 (土石の堆積の場合)

9-5 着手届の提出

工事の届出をした工事主は、「[9-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出](#)」は「[9-2 標識の掲示](#)」による標識の掲示後、速やかに和歌山県知事へ届け出る必要があります。

No.	書類の名称	様式	区分			備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	擁壁等		
1	届出工事の着手届	別記 第 20 号 様式	要	要		標識の掲示位置と状況写真を添付 (細則第 13 条又は第 28 号)	
2	届出工事の着手届	別記 第 20 号 様式			要	現況写真及び撮影方向が分かる図面を添付 (細則第 14 条又は第 29 条)	

9-8 工事の完了に関する届出

「[9-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出](#)」に掲げる工事が完了したときは、すみやかに和歌山県知事へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分			備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	擁壁等		
1	届出工事の完了届	別記 第 27 号 様式	要	要	要	(細則第 20 条又は第 35 号)	

9-9 提出部数

「9-1」及び「9-3」から「9-8」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	2部
合計	3部

※届出工事の変更等について

9-6 工事の変更届出

「9-1」に掲げる工事の計画を変更しようとするとき

当該変更後の工事に着手する14日前までに和歌山県知事へ届け出る必要があります。

当初届出の範囲を超える盛土等については、規制区域指定後の盛土等となり、その盛土等が許可の規模要件を上回る場合は、変更届出書に変えて法に基づく許可が必要となります。

その場合は、「[第4章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等](#)」の手続が必要です。

なお、許可が必要となった場合、届出の盛土等は、当初届出の範囲を超える盛土等と一体の盛土等として技術的基準に適合しているかを確認することになります。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	内容	区分		備考	☑
				宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成等に関する工事 の変更届出書	別記 第21号 様式		要	要	宅地造成等工事規制区域 (細則第15条)	
2	特定盛土等又は土石の堆 積に関する工事の変更届 出書	別記 第30号 様式		要	要	特定盛土等規制区域 (細則第30条)	
3	工事の計画の変更に伴い 内容が変更となる書類			要	要		
4	【チェックリスト⑥】 (区域指定時点で行われ ている)宅地造成又は特 定盛土等に関する工事の (変更)届出書	参考 第11号 様式	届出者が届出に必要 な書類等を添付した か確認する書類	要		届出者が標題と届出者チェ ック欄を記載	
5	【チェックリスト⑦】 (区域指定時点で行われ ている)土石の堆積に関 する工事の(変更)届出書	参考 第12号 様式	届出者が届出に必要 な書類等を添付した か確認する書類		要	届出者が標題と届出者チェ ック欄を記載	

9-7 工事の中止・廃止・再開に関する届出

「[9-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出](#)」又は「[9-3 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出](#)」に掲げる工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに和歌山県知事へ届け出る必要があります。

なお、中止・廃止しようとするときは、工事を施行する土地からの他の土地への危害を防止するための必要な措置がとられていることを確認します。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☒
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成等に関する工事の 中止・ 再開・廃止 届	別記 第22号 様式	要	要	宅地造成等工事規制区域 (細則第16条)	
2	特定盛土等又は土石の堆積に関する 工事の 中止・再開・廃止 届	別記 第31号 様式	要	要	特定盛土等規制区域 (細則第31条)	
3	平面図、断面図、排水平面図等		要	要	中止、廃止する場合、他の土地への危害 を防止するための措置が必要	